

指定ごみ袋の交付について

～要介護者・障がい者で紙おむつを使用している皆様へ～

熊本市では、家庭ごみ有料化に伴う支援策として、次の要件に該当する方に指定ごみ袋を交付いたします。ごみ袋の交付を希望する方は、申込手続きを行ってください。

1 対象者の要件

- ①要介護度3、4又は5で在宅で生活している方のうち、紙おむつを常時使用している方
- ②重度障がい者等で在宅で生活している方のうち、紙おむつを常時使用している方

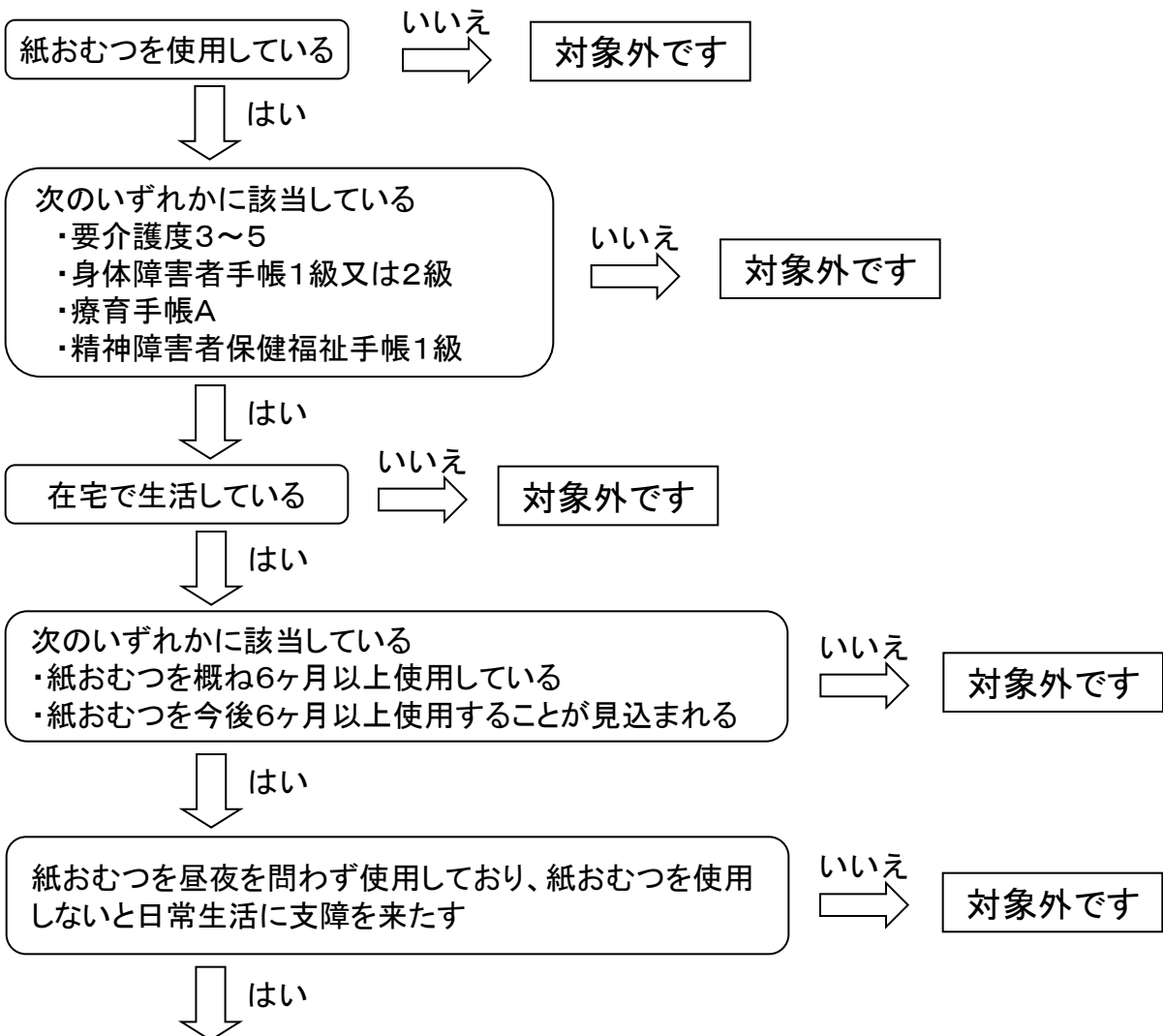
↳ {
・身体障害者手帳1級又は2級
・療育手帳A
・精神障害者保健福祉手帳1級 } を所持している方

※在宅で生活している方が対象ですので、施設等に入所している方は対象とはなりません。

※紙おむつを常時使用していることが条件です。

●紙おむつを概ね6ヶ月以上使用しているか、今後6ヶ月以上使用することが見込まれる場合で、日常的に（夜間のみなど一時的な使用や予防的な使用などは不可）使用していることが必要です。

■対象要件の確認方法



指定ごみ袋交付の対象です。交付を受けるためには裏面の手続が必要です。

※熊本市高齢者介護用品支給事業及び熊本市重度障害者日常生活用具給付事業において紙おむつの支給の対象となっている方については、申請の必要はありません。

2 手続の方法

【提出書類】

- ①指定収集袋（ごみ袋）交付申込書・・・記入例を参考にご記入ください
※印鑑が必要ですので、もれがないようにお願いします。
- ②要介護度や障がいの程度などが確認できるもの
 - 要介護者の方（要介護度3～5の方）
→介護保険被保険者証の写し（要介護度の記載があるページ）
 - 障がい者の方（身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方）
→身体障害者手帳等の写し（障がいの等級などの記載があるページ）



①～②の書類を揃えて、次のいずれかの方法でご提出ください

【提出先・提出方法】

各区役所総務企画課へ、郵送もしくは窓口へ持参



書類確認後、指定ごみ袋を交付します

【交付方法】

○毎月15日までにご提出いただいたものを、翌月末日までにお届けします。

<交付枚数>

中袋（30ℓ相当）100枚（4月～3月までの1年分）

※申請された時期によって、枚数が異なります。

※市が委託する宅配業者による配送でお届けします。

※窓口で直接お渡しすることはできませんのでご了承ください。

※毎年度申請が必要です。（申請方法は、年度末までにご案内いたします。）